

森林土木工事共通仕様書（R3.6）の改定概要

1 基本事項

農林水産省林野庁の令和3年4月1日「森林整備保全事業工事標準仕様書」及び山形県県土整備部の令和3年4月版「土木工事共通仕様書」・「土木工事共通特記仕様書」に準拠し、森林土木工事共通仕様書を改定するものである。

第1編共通編第1章総則の内容は県土整備部版に準拠し、第1編共通編第2章材料以降の内容は農林水産省版に準拠している。

2 主な改定内容

(1) 仕様書本編の改定

第1編 第1章 総則 県土整備部版に準拠し改定

- ・情報共有システムの記載を追加
- ・工事表示板を土木工事共通仕様書に準拠し変更
- ・ワンデーレスポンスの記載を追加
- ・監理技術者について、建設業法の監理技術者の専任義務の緩和に係る取扱いを追加
特例監理技術者及び監理技術者補佐の記載を追加
- ・現場代理人の記載を追加。現場代理人の途中交代の要件を規定
- ・舗装技術者の配置の記載を追加
- ・鋼橋塗装技能士の配置の記載を追加
- ・路面標示施工技能士の配置の記載を追加

第2編 治山編の内容を農林水産省版に準拠し改定

- ・農林水産省版に準拠し、改定

第3編 林道編の内容を農林水産省版に準拠し改定

- ・農林水産省版に準拠し、改定

(2) 共通特記仕様書の改定

第1編 特殊接着モルタル吹付緑化工の項目について削除

第2編 水平打継目の挿し筋について記載

様式 工事作業日報の様式を削除

(2) 施工管理基準及び写真管理基準

○土木工事施工管理基準

- ・農林水産省版に準拠し改正

○出来形管理基準

- ・農林水産省版に準拠し改定
- ・農林水産省版に準拠し、コンクリート構造物の法勾配の規格値を廃止

○写真管理基準

- ・「デジタル写真管理情報基準」について添付
- ・フィルムカメラの使用基準について、「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」を添付